

## 蒲郡市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所等に対し、消防団協力事業所として消防団への入団及び消防団での活動をしやすい環境づくり並びに当該事業所等の防災力の提供等地域への社会貢献を果たす証としての消防団協力事業所表示証を交付し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団活動に協力している事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 機能別消防分団 消防庁通知（平成17年1月26日付消防消第18号）に基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- (5) 消防団長等 消防団長のほか、総代等の消防団活動を支援する者をいう。

### (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に、蒲郡市消防団協力事業所表示申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

### (認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請及び推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- (5) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しており、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所等は除く。）に表示証（第2号様式）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市町村名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、前項の表示の他に、当該事業所等が所在する市町村名も併せて付すことができる。

3 表示証は、事業所等の見やすい場所に表示するものとする。

4 協力事業所は、表示証の交付を受けていることをパンフレット、チラシ、ポスター、看板又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）で知らしめる場合は、第2号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は蒲郡市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第3号様式）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意志を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受け

たとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないとき、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 市長は、協力事業所の協力内容等が顕著と認められるときは、当該協力事業所を蒲郡市功労者の表彰に関する条例（昭和32年蒲郡市条例第1号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、消防本部総務課が所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。